

徳島県告示第七百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三 二番	地方独立行政法人徳 島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三 二番	訪問看護	令和三年十月 十一日	令和三年十一 月八日
マスコット株式会 社	徳島市上八万町下中筋七二 番地五	マスコット株式会社	徳島市上八万町下中筋七二 番地五	福祉用具貸 与	同 四日	同 四日
				特定福祉用 具販売	同	同